

平成21年2月13日

第一次受入機関 あて

岐阜労働局長

厳しい経済情勢下における外国人技能実習生の  
雇用確保等について（要請）

時下益々御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、急激に悪化した経済情勢の下で、企業を巡る環境も厳しさを増している状態にあり、雇用情勢にも深刻な影響を及ぼしています。

このような状況の中、今後、開発途上国への技能移転を図ることを目的として我が国が受け入れている外国人技能実習生についても、技能実習の実施期間途中の解雇による生活への重大な影響や、技能実習制度の本来の目的が達せられない等の問題が発生することが懸念されます。

つきましては、外国人研修生・技能実習生の受入の一次受入機関である貴機関及び貴機関傘下の受入企業におかれましては、下記事項について御留意いただき、研修生・技能実習生が、当初の研修・実習計画を全うして帰国することができるよう、最善の御努力をお願いします。

記

- 1 受入企業（第二次受入機関）においては、予定された技能実習期間中の雇用の確保及び技能実習の継続に最大限努めること。  
なお、事業活動の縮小等に伴い、やむを得ず休業を実施せざるを得ない場合は、中小企業緊急雇用安定助成金及び雇用調整助成金の活用を検討し、雇用の維持に努めること。
- 2 労働条件の一時的な不利益変更は認められないことに留意し、労働条件を変更する場合には、その事情を懇切・丁寧に説明し、同意を得ること。

- 3 やむを得ず受入れを中断せざるを得ない場合は、当該受入機関及び第一次受入機関は、技能実習生の希望を踏まえ、新たな受入企業の確保に努めること。
- 4 雇用におけるセーフティネット（労働保険、社会保険）は技能実習生についても等しく適用されることから、適切な手続・必要な援助を行うこと。
- 5 現下の厳しい経済情勢を踏まえ、新たな研修生の受入は慎重に判断すること。